

第 1 2 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

区民関係

事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 道路運送車両法 （昭和 2 6 年法律 第 1 8 5 号）第 3 4 条第 2 項の規定 （同法第 7 3 条第 2 項において準用 する場合を含む。） に基づく自動車の 臨時運行の許可の 申請に対する審査	臨時運行許可申 請手数料	1 両につき	7 5 0 円	許可申請 のとき
2 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2	戸籍の謄本若し くは抄本又は戸 籍証明書交付手 数料	1 通につき	4 5 0 円。 ただし、多 機能端末 機を利用	交付申請 又は交付 のとき

<p>第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</p>			<p>することによる交付については、1件につき220円とする。</p>	
<p>3 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>戸籍の記載事項証明書交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>350円</p>	<p>交付申請又は交付のとき</p>
<p>4 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>400円</p>	<p>発行申請又は発行のとき</p>

成 1 4 年 法 律 第 1
5 1 号) 第 7 条 第
1 項 の 規 定 に よ り
同 法 第 6 条 第 1 項
に 規 定 す る 電 子 情
報 処 理 組 織 を 使 用
す る 方 法 (総 務 省
令 で 定 め る も の に
限 る 。 以 下 こ の 項
に お い て 同 じ 。) に
よ り 戸 籍 電 子 証 明
書 提 供 用 識 別 符 号
の 発 行 を 行 う 場 合
(当 該 発 行 に 係 る
戸 籍 電 子 証 明 書 の
請 求 が 同 条 第 1 項
の 規 定 に よ り 同 項
に 規 定 す る 電 子 情
報 処 理 組 織 を 使 用
す る 方 法 に よ り 行
わ れ た 場 合 に 限
る 。) に お け る 当 該
発 行 及 び 戸 籍 電 子
証 明 書 提 供 用 識 別
符 号 の 発 行 に 係 る
戸 籍 電 子 証 明 書 の
請 求 を 行 う 者 が 同
時 に 当 該 戸 籍 電 子

<p>証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>				
<p>5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書交付手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>	<p>交付申請又は交付のとき</p>
<p>6 戸籍法第12条の2において準用</p>	<p>除かれた戸籍に記載した事項に</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>450円</p>	<p>交付申請又は交付</p>

<p>する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>関する証明書交付手数料</p>			<p>のとき</p>
<p>7 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>700円</p>	<p>発行申請又は発行のとき</p>

<p>請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>				
<p>8 戸籍法第48条第1項(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書</p>	<p>届出等の受理又は記載事項の証明書交付手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の</p>	<p>交付申請又は交付のとき</p>

<p>の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>			<p>受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。</p>	
<p>9 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に</p>	<p>戸籍届書等の閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき</p>	<p>350円</p>	<p>閲覧申請又は閲覧のとき</p>

供する事務				
10 社会福祉法 (昭和26年法律 第45号)第59 条の規定に基づき なされた届出の内 容に基づく証明	社会福祉法人の 理事在任証明手 数料	1件につき	400円	証明発行 のとき
11 租税特別措置 法(昭和32年法 律第26号)第4 1条の18の3、 租税特別措置法施 行令(昭和32年 政令第43号)第 26条の28の2 及び租税特別措置 法施行規則(昭和 32年大蔵省令第 15号)第19条 の10の5に基づ く証明	税控除対象とな る社会福祉法人 の証明手数料	1件につき	400円	証明発行 のとき

別表第6中

「

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円

を

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	20万円
--------------------------------	------

」

「

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
---	-----------

に、

」

「

建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	20万円

を

」

「

建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
--	-----------

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	35万9,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万9,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	50万円

を

」

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	35万9,000円
---	-----------

に、

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67万円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	78万9,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	90万円

を

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67万円
---	------

に、

建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67万円
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	78万9,000円
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	90万円

を

建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67万円
--	------

に、

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円	を
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	11万2,000円	
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	14万円	

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円	に、
---	----------	----

建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円	を
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	11万2,000円	
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	14万円	

建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円	に、
--	----------	----

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	20万5,000円	を
---	-----------	---

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	24万7,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	29万円

」

「

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	20万5,000円
---	-----------

に、

」

「

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万1,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万7,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	49万1,000円

を

」

「

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万1,000円
---	-----------

に、

」

「

建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万1,000円
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万7,000円

を

建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	49万1,000円
-----------------------------	-----------

」

「

建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万1,000円
--	-----------

に

」

改める。

別表第7の1の項から5の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表6の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考3及び備考4中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考8から備考10までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

戸籍法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。